

平成29年度第2回愛媛県ドメスティック・バイオレンス防止対策推進会議 委員発言概要(案)

(1)DV防止対策について

①DV防止対策関係事業について

(中村会長)

研修会への講師派遣事業は、派遣を受ける側が要請をするという認識でよいか。

(男女参画・県民協働課)

お見込みのとおりである。本会議も含め様々な場所で広報しており、興味を持っていただいた方に研修を受けていただく。ぜひ委員の皆様にも御協力をお願いする。

(長井委員)

男女共同参画センターの相談業務について、具体的な相談内容と配偶者等からの暴力に関する相談129件の内訳を教えてください。

(男女参画・県民協働課)

一般相談に来られた方の中で、配偶者等からの暴力に関する相談が129件である。28年度分になるが、一般相談の内訳としては、女性の悩み一般が649件、ライフスタイルが34件、自分のアイデンティティに関するものが6件、体に関するものが16件、仕事に関するものが67件、性被害に関するものが2件、出生、家族との関係が104件、パートナーとの関係が449件、子どもとの関係が158件、対人関係が166件、暮らしや社会に関するものが449件というようになっている。

(長井委員)

配偶者等からの暴力に関する相談129件の内訳はどうか。

(男女参画・県民協働課)

今年度分のデータがないため、お答えできない。

(中村会長)

相談員は何名いるのか。

(男女参画・県民協働課)

相談員3名と相談担当職員がいる。常時2名以上の体制をとっている。

(中村会長)

相談員一人あたりの担当時間が長いのではないかと思う。平均で1日に3～5件シビアな話を聞くことになると、きついこともあるだろう。

これまで高等学校及び中学校に対してはDVという言葉そのものの周知から広報啓発すべく講座を実施してきたが、アンケート結果では講演を聞くことでDVに対する理解が深まっているという数字が出ている。地域の偏りもあるように感じている。

大学でもDVに関することをプログラムに設定し、特別に教員を当てて対応している状況がある。

(長井委員)

大学での講座開催について各大学に照会はしたのか。

(男女参画・県民協働課)

医療技術大学に確認し、愛媛大学や松山大学でもDVに関することは実施しているとのことだった。

(市川委員)

配偶者等からの暴力に関する相談129件の内訳について、一般相談、心理相談又は法律相談それぞれの件数を教えてほしい。

(男女参画・県民協働課)

一般相談のうち、129件が配偶者等からの暴力に該当することを示している。

(中村会長)

平成27年度、28年度に婦人相談所の相談処理件数が大幅に増加しているが、このことについての見解はあるか。

(子育て支援課)

ご指摘のとおりだが、この時期に特に何かをしたということはないので、事実として27年度から増加している。

(中村会長)

相談体制に変化がないにも関わらず相談件数が増加したとすれば、DVの発生件数自体が増えているのではないか。気が付いたことがあれば後ほど教えていただき

たい。

もう一点、婦人相談所と児童相談所が統合されたのが平成27年度なので、このことが増加の原因ではないのか。

(子育て支援課)

婦人相談所と児童相談所の統合は県の組織改正の結果であり、所在地等の変更はないため、ご指摘の件は当たらないと考える。

(長井委員)

婦人相談員の設置について、大洲市と東温市については福祉総合支援センターがカバーしているということによいのか。

(子育て支援課)

お見込みのとおり。

②愛媛県DV防止対策連絡会地域ブロック別担当者会の協議内容について

(中村会長)

相談員の質を上げるためにこういった研修は必要だが、参加者は並々ならぬエネルギーを使うことになると思うので、その方たちの疲弊を回復することも大事なことがある。

また、相談員自身のジェンダーの影響や、相談員の安全についての意見が散見されたが、男性相談員や女性弁護士の養成が今後の課題ではないか。それから、障がいのある方がDVの被害者・加害者になったときに、通常の相談では対応しきれないところもあると思われるので、これからは相談員にも医学的・神経学的なことの啓発が重要となるのではないか。

(長井委員)

相談員の方の御苦勞が伝わってくるが、男性の相談があったときに、男性の方が弱者でないことが多いため、観察を継続するというのは果たして正しいことなのか疑問である。

それから、男性加害者が自ら相談を申し出た場合に、お断りするということも、正しい対応とは思わない。加害者の話を聞くことで被害者を救うことに繋がるということもあるのではないか。

(男女参画・県民協働課)

現在はまず被害者支援が十分に行き渡ることを優先しているところであるが、男性のみが加害者とは限らない点及び加害者の立ち直り支援が大きな課題である点については、認識している。

(長井委員)

個人的な考えではあるが、DV被害者が加害者を恐れて相談できないというケースが隠れているのではないかと思う。加害者側が相談してきたことをきっかけとして、声も上げられない被害者をどうやって救っていくかというところに目を向けていただきたい。

(中村会長)

加害者自身が自分は加害者であると意識した時点で、関係性が良い方向に一歩前進したといえると言われている。現場の方への啓発テーマとして長井委員の御意見を参考にしてほしい。

(2)DV防止基本計画関係事業進行計画(案)について

(和田委員)

教員に向けた研修について、養護教諭に対しての研修を検討しているようだが、教育委員会に働きかけるのか。また、働きかける方法はどのようなのか。

(男女参画・県民協働課)

例年は教育委員会を通じて、各学校長に依頼をしている。

(和田委員)

教育の現場では、関係機関を通じて日々大量の書類が届き、依頼がある。しかし、虐待などと違い、保護者の問題まではとても手が回らない状態である。各市町では月に1回校長会があるけれども、その場でもDVの話題が出たことはない。何か工夫をしなければ、教育委員会に働きかけるだけでは各学校の目に留まらないのではないのか。

(男女参画・県民協働課)

勝山中学校で初めて開催したことも、稲見委員のお力添えがあってこそであった。各校への個別の依頼や、校長会等での説明をさせていただきたいので、ぜひご紹介をお願いしたい。

(稲見委員)

男女交際は中学生の頃から始まっているという意見がある学校の先生から頂いたことがある。14、5歳で妊娠することも現実にある。このため、正しい男女交際をするためにというテーマで、相手を思いやることや人権問題として実施していきたいと中学校に対して働きかけきたところである。

西条市では私の後輩が中学生に対し今年も3、4カ所で講座を実施しており、中学校の先生方はスマホを用いたいじめ問題などスマホの使い方に関する教育について非常に関心が高いと伺っている。学校の先生方と今関心のある話題について十分に話し合い、それを取り入れつつ全県下的に取組を広げていきたい。

(和田委員)

今はリベンジポルノなどのスマホに関する問題に対して、中学校教員は特に敏感になっている。稲見委員にご説明いただいたような切り込み方でアプローチをすれば、人権週間の会などのときに、ぜひうちの学校でも研修会をという方向に進むと思う。同じ内容でも説明の入り方で学校の反応は変わるので、工夫をお願いしたい。

(稲見委員)

スマホの教室を法務局でも通信事業者とのコラボレーションで実施していて、かなり進んでいる。法務局でできることと、県でできることは違うと思うので、御協力をお願いします。

(中村会長)

確かにDVと聞くと生々しい夫婦間の葛藤や、おどろおどろしい恋人間の仕返しというイメージが浮かぶが、例えばいわゆる自撮りで自分の写真を友達と交換することは危険も伴う行為だということ、あるいは若い時代の男女交際のあり方から問題がスタートしていることを教えなければならない。

教育委員会等に働きかける際には、DVに対する一般的な反応を考慮したアプローチの仕方を工夫してほしい。

(男女参画・県民協働課)

実際の講座の内容は稲見委員の御発言のとおりであるが、講座のタイトルでは伝わりづらいと思うので、工夫してまいりたい。ありがとうございました。

(中村会長)

計画の最後、民間支援団体との協働体制の整備については、行政だけでは限界があると思うが、具体的に県内ではどのような活動が期待できる状況か。

(男女参画・県民協働課)

行政が連携している代表的な民間の団体は、渡邊委員が代表をお務めのNPO法人のDV被害者サポートセンターや新居浜ほっとねつとである。

(中村会長)

その他御意見があれば順に御発言をお願いします。

(渡邊委員)

月1回の定例総会で、DVについて講演を開催し、民生児童委員、保育士、人権擁護委員などをされている方に参加していただくが、まだDVが心からは浸透していないようである。例えば作成したリーフレットは対象者全員に1部ずつ配るのがよいのではないか。

計画についてはあまり高度なことよりも、民生児童委員以外にも市の地域包括センターと連携して、見回りと指導をするなど、身近なことを大事にすると家族間の暴力の問題は解決しやすくなると思う。

(戒田委員)

民生児童委員としては、DVの加害者にあなたはDVをしていることを知らせるのが最も大事だと思う。学校教育では家庭教育を補って、家族であっても相手をリスペクトすることが大切だということを教えていかないといけない。

それから、長井委員の御発言にもあったが、加害者が相談してきたときには手を差し伸べる必要があると実感した相談事例があった。離婚した加害者が新たな被害者を生まないためにも、更生プログラムを徐々に考えるべきである。

相談員の研修については事例検討が非常に良い経験になっていると思うが、相談員のストレス解消についても考えていただきたい。

(稲見委員)

今年度、西予市三瓶地区の民生児童委員定例会で講演をさせていただいた。冊子を読むだけでDVに関する全てが分かることはないので、人権擁護委員から民生児童委員の方々にDVの恐ろしさや対応について学んでいただくと、DV防止の取組も、広く展開していくと思う。

また、伊予市の子ども総合センターの講演ではセンター職員ほか伊予市内の小中学校の校長先生、教頭先生や消防、保健師の方にもお集まりいただいた。色んな方に学んでいただくことで広がりを生むと思う。

(中村会長)

ありがとうございました。

それでは、30年度から32年度の進行計画に関しては御承認いただいてよろしいか。また、後日修正があることも考えられるが、会長に一任するというので御了解をお願いしたい。

(全委員)

異議なし。

(中村会長)

ありがとうございました。

それでは、意見交換に移ることとしたい。

(3)意見交換

(渡邊委員)

DV防止対策連絡会地域ブロック別担当者会の協議内容について、精神疾患のある被害女性の事例があるが、加害男性にも精神疾患のある方がいると思う。そのような加害者への対応は、どのようにしたらよいと思われるか、教えていただきたい。

(中村会長)

医療の面からは、加害・被害という表面に出たものではなく、その裏にある病理性も考えないといけないと感じているところであるが、実践経験をお持ちの笠松委員はどのようにお考えか。

(笠松委員)

それぞれの事例で適切な対応はお一人お一人違うので、必ず良くなるという対処法はほとんどないと思う。例えば高齢者であればかかりつけ医に相談することで適切なアドバイスがもらえるのではないか。

(中村会長)

切れ目のない支援をしようとする、家族の関係などを聞く必要が出てくるが、医療の現場ではプライバシーの問題がある。もしDVの背景に病理性があるとすれば、その問題にどう向き合うかということも課題である。

(和田委員)

先ほど加害者の更生には大変な御苦勞があると伺ったが、私は今日の前に中学

生や小学生がいる身として、早いうちに何か打つ手がないのかと思う。この子にはその恐れがあると分かれば、スクールカウンセラーが対応することもできる。アンケートの結果を見ると、知識は増えているが、実際にこういうことはやらないようにしよう、こういうことは絶対に駄目だと思ったというような感想がでるように踏み込んでいくとよいのではないかと思う。

また、同じくアンケート結果を見ると高校生の中にも年々デートDVという言葉が浸透していることが分かるが、より具体的な質問では、暴言や携帯チェックがDVだと思う生徒の割合が低くなるということは、啓発活動の中でその意識の低いところを強調していくといったことが今後の工夫として考えられる。

(長井委員)

相談事例の中に夫婦での相談は両方の話を聞いてしまうとどう支援してよいか分からなくなるという意見があるが、2人が一致している事実はあると思うので、ここが駄目ですよと2人にはっきり認識していただくことは非常に重要だと感じている。

それから、事業計画については委員各位からも指摘のあるとおり、連携、充実や強化という言葉は非常にきれいな言葉で耳に入りやすいけれども、具体的にどうしていくのかということは、県だけでなく、報道機関としても予防するためにどうすればいいのか、私自身も考えていきたいと思う。

最後に、学校教育の中で指導していくということは非常に効果が高いとは思いますが、今教職員は非常に忙しい。先生や学校だけに負担を掛けるのではなく、地域でどうしていくかということを実際に考えなければいけない時期ではないかと考えている。

(市川委員)

DVに関わる個別の事案は非常に難しいという印象を受けている。ただ対策推進会議として考えるべきことの大きな一つは、未然防止のためにどんなことができるかということであり、現実的には啓発活動でDVの十分な周知をするためにどうしたらよいかを考えることになる。

私は今の仕事の関係でどちらかというとDVとして事案が起きた後の事後的な対応に関わることが多い。相談員が相談を受けたときには、他の機関に繋ぐといった連携が非常に大事なものであると考えている。そのためには、個別の顔の見える関係が重要となるので、連絡協議会をもう少し頻繁に実施してもよいのではないかと思う。

もう1点、法テラスは今年の1月24日からDV相談については無料相談を開始したところである。御存じかとは思いますが、行政の職員からの相談を受けるといった形のホットラインもあるので、事後的な対応に困ったことがあれば利用できるよう、周知いただきたい。

(笠松委員)

昔はよその子どもでも悪いことをしたら近隣の大人が叱っていた。そういうことができない社会になったと感じている。

課題として感じていることは、精神的な障がいを抱えているなどの理由で、本人が自制できないときには、周りの支援者だけではなく、行政の力が必要ではないかということである。支援者が施設への入所を強制することもできないので、このようなケースへの助言をいただきたい。

(稲見委員)

和田委員の御発言に対してお答えしたい。高校生に対する講座は時間が50分前後であり、それではデートDVとは何かを知ってもらうだけで精一杯である。より詳しく説明するためにはあと1時間ほどいただきたいが、まずは広く浅くでも知ってもらうことを優先している。

もし時間があれば、例えば学校に異常に攻撃的な子どもがいるとして、親が子どもの前で暴力を振るうということ、いわゆる面前DVが子どもに影響したらどのような形で表出してくるのかということをお示しすることもできる。

それから、生徒たちは一般にDVというと身体的な暴力しか認識していないが、言葉の暴力や、借りたお金を返さないこと、あるいは交際相手に自分以外の異性の連絡先を消すよう迫る「アド消しの儀式」など具体的な話はしている。デートDVについて、DVDなどを用いて分かりやすく示すと生徒もよく理解してくれる。生徒向けと教職員向けはそれぞれ違った形で実施していきたいと考えているので、ぜひ御協力をお願いしたい。

(和田委員)

教員に対しては夏休みに研修会を実施すべく、どの学校も講師を探している。生徒に対しては10月、11月の校区别人権教育懇談会事業が必ずある。コーディネーターが不在であったことが講座の開催に至らなかった理由だと思うが、学校と講師の双方ともに意欲があるのではないか。

(中村会長)

皆様、本日は長時間に渡り、ありがとうございました。会長として、このような会を持てたことを感謝しております。